

令和7年度渋川市インターネット上の誹謗中傷等に係る削除請求
等支援補助金交付要領

令和7年4月1日から適用

本補助金の交付目的、交付手続等は、次のとおりです。

交付目的	インターネット上における誹謗中傷等により被った心理的、身体的又は経済的な負担を軽減するため、当該情報の削除請求又は発信者情報開示請求に要した費用の一部を予算の範囲内において補助金を交付することにより、市民の積極的な削除請求等を促し、もってインターネット上の誹謗中傷等の抑止を図ることを目的とします。	
内容	補助対象事業	インターネット上の情報を自身に対する誹謗中傷等と感じ、当該誹謗中傷等によって生じた心理的、身体的又は経済的な負担を軽減するため、当該情報の削除請求等を弁護士等に依頼する事業です。
	補助対象者	<p>補助対象事業を実施する次に掲げる条件を満たす者です。</p> <p>(1) 本市に住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づく住民基本台帳の記録がされていること。</p> <p>(2) 渋川市暴力団排除条例（平成24年渋川市条例第30号）第2条第1号に規定する暴力団又は同条第2号に規定する暴力団員でないこと。</p> <p>(3) 渋川市が開設するインターネット上の誹謗中傷等相談窓口において、インターネット上の情報に係る相談をしていること。</p> <p>(4) 弁護士等との契約により削除請求等を行うこと。</p> <p>(5) 市税を滞納していないこと。</p> <p>(6) 同一の会計年度に渋川市インターネット上の誹謗中傷等に係る削除請求等支援補助金の交付を受けていないこと。</p> <p>(1) から (6) にかかわらず、市長が不適当と認める者は、補助対象者から除きます。</p>
	補助対象経費	<p>補助対象事業を実施するために要した経費のうち、次に掲げるものです。</p> <p>(1) 削除請求をするために弁護士等との契約に基づき支払う着手金</p> <p>(2) 発信者情報開示請求をするために弁護士等との契約に基づき支払う着手金</p>
	交付金額	補助対象経費の2分の1の額とし、15万円を限度とします。上記の額に1,000円未満の端数が生じたときは、その端

		数を切り捨てるものとします。
	予算額	この補助金の事業全体の補助限度額は、15万円です。限度に達した時点で受付を終了します。
交付手 等	交付条件	(1) 補助金を目的外に使用しないこと。 (2) 市長又はその委任を受けた者若しくは監査委員の監査に応ずること。
	交付申請の方法、 時期等	補助対象事業に着手する14日前までに危機管理室へ書面の提出又はメールにて申請してください。予算額に達した時点で申請の受付を終了します。 渋川市インターネット上の誹謗中傷等に係る削除請求等支援補助金交付申請書(様式第1号)に必要な事項を記入し、次に掲げる書類を添えて提出してください。 (1) 見積書の写し(弁護士等が作成した見積書で、着手金の額が明記してあるもの) (2) 補助金を必要とする理由書 (3) 削除請求等をするに至った原因の内容等がわかる写真等の書類 【注】 押印は省略することが可能ですが、その場合、書類の真正性を担保するため、必要に応じ、電話等で確認を行う場合があります。
	交付決定の時期等	申請のあった日から30日以内に交付決定をします。 補助金の交付又は不交付を決定したときは、渋川市インターネット上の誹謗中傷等に係る削除請求等支援補助金交付(不交付)決定通知書(様式第2号)により通知します。
	変更交付申請の方法、 時期等	申請内容又は交付決定の内容に変更があるときは、速やかに渋川市インターネット上の誹謗中傷等に係る削除請求等支援補助金変更交付申請書(様式第3号)に渋川市インターネット上の誹謗中傷等に係る削除請求等支援補助金交付決定通知書及び変更する内容を証する書類を添えて提出してください。
	変更の承認	変更交付申請があったときは、速やかにその内容を審査し、その結果を渋川市インターネット上の誹謗中傷等に係る削除請求等支援補助金変更承認(不承認)通知書(様式第4号)により通知します。
	実績報告の方法、 時期等	補助対象事業が完了したときは、その日から1か月以内又はその日の属する年度の3月31日のいずれか早い日までに、渋川市インターネット上の誹謗中傷等に係る削除請求等支援補助金事業完了実績報告書(様式第5号)に次に掲げる書類を添えて、提出してください。 (1) 渋川市インターネット上の誹謗中傷等に係る削除請求等支援補助金交付決定通知書

	<p>(2) 弁護士等との契約書の写し</p> <p>(3) 領収書の写し</p> <p>(4) その他市長が必要と認める書類</p>
補助金の額の確定	実績報告があったときは、当該報告書の審査及び必要に応じて調査を行い、その成果が補助金の交付の決定内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、渋川市インターネット上の誹謗中傷等に係る削除請求等支援補助金確定通知書（様式第6号）により交付すべき補助金の額を確定します。
請求の方法、支払時期等	<p>渋川市インターネット上の誹謗中傷等に係る削除請求等支援補助金交付請求書（様式第7号）に渋川市インターネット上の誹謗中傷等に係る削除請求等支援補助金交付決定通知書を添えて、請求してください。</p> <p>提出された請求書に基づき、請求日から20日以内に支払います。</p>
交付決定の取消し又は補助金の返還	<p>次の場合は、補助金の交付決定の全部又は一部が取り消されます。</p> <p>(1) 偽りその他不正な手段により交付決定又は交付を受けたとき。</p> <p>次の場合は、指定された期限までに、補助金を返還しなければなりません。</p> <p>(1) 補助金の交付を受けた後、補助金の交付決定を取り消された場合は、取消しに係る部分の金額</p> <p>(2) 交付を受けた補助金額が交付の対象となる事業及び経費の実績額に基づき積算し確定した額を超える場合は、超える部分の金額</p>
申請書等の様式	<p>渋川市インターネット上の誹謗中傷等に係る削除請求等支援補助金交付申請書（様式第1号）</p> <p>渋川市インターネット上の誹謗中傷等に係る削除請求等支援補助金交付（不交付）決定通知書（様式第2号）</p> <p>渋川市インターネット上の誹謗中傷等に係る削除請求等支援補助金変更交付申請書（様式第3号）</p> <p>渋川市インターネット上の誹謗中傷等に係る削除請求等支援補助金変更承認（不承認）通知書（様式第4号）</p> <p>渋川市インターネット上の誹謗中傷等に係る削除請求等支援補助金事業完了実績報告書（様式第5号）</p> <p>渋川市インターネット上の誹謗中傷等に係る削除請求等支援補助金確定通知書（様式第6号）</p> <p>渋川市インターネット上の誹謗中傷等に係る削除請求等支援補助金交付請求書（様式第7号）</p>
その他	補助対象者は、補助対象事業に関する帳簿及び書類を備え付

	け、当該補助対象事業が完了した年度の翌年度から5年間保存しなければならない。
取扱担当課	渋川市役所危機管理室（本庁舎） 電話 0279-22-2130（直通） 0279-22-2111（内線1144） メールアドレス anshin@city.shibukawa.gunma.jp